

行政改革推進法対象各分野における主な取組

平成23年6月現在

行政改革推進法重点5分野関係

行政改革推進法関連5分野関係

政策金融改革

- 政策金融機関を再編（H20年10月）
 - ・（株）日本政策金融公庫を設立（国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を統合）
 - 国際協力銀行はH24年4月に分離予定。
 - ・日本政策投資銀行、商工組合中央金庫を特殊会社化
 - H21年、株式処分期間を当初予定から3年半後倒しし、その間に政府保有株式及び危機対応業務の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。H23年、更に3年延長。
 - ・公営企業金融公庫を廃止

独立行政法人の改革

- 法人ごとに3～5年の中期目標期間終了時の見直し
- 独立行政法人整理合理化計画（H19年12月閣議決定）
- 独立行政法人の抜本的な見直しについて（H21年12月閣議決定）
 - ：独立行政法人見直しの視点を決定、独立行政法人整理合理化計画を原則凍結
- 独立行政法人を対象とした事業仕分けを実施（H22年4月）
- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律成立（H22年5月）
 - ：不要財産の国庫納付義務付け
- 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22年12月閣議決定）
 - ：独立行政法人の全事務・事業、全資産や取引関係等の見直しを実施

特別会計改革

- 31特別会計を17特別会計に削減
- H18～22年度合計で、財政健全化に29.8兆円の寄与
- 特別会計を対象とした事業仕分けを実施（H22年10月）

総人件費改革（国の行政組織等の減量・効率化）

- H18～22年度の5年間で国の行政機関の定員の5%以上純減（H18年6月閣議決定、H21年12月一部改正）。
 - H18～22年度で5.3%（▲17,473人）の純減（日本年金機構への移行減（▲12,280人）を除く。）（332,034人から302,281人へ）
- H18～22年度の5年間で地方公務員の5.7%以上を純減（H18年6月閣議決定）。
 - H18～22年度で7.5%（▲228,247人）の純減（3,042,122人から2,813,875人へ）

国の資産の圧縮

- 財政融資資金について、10年間で130兆円超の貸付金残高を圧縮予定（H18～21年度で約92兆円圧縮済）

公務員制度改革、天下り問題への対応

- 公務員制度改革
 - ・国家公務員法等の一部を改正する法律成立（H19年7月）
 - ：能力実績に基づく人事管理、退職管理の適正化
 - ・国家公務員制度改革基本法成立（H20年6月）
 - ：改革の目的・理念・方策・日程を定めたプログラム法（5年で全ての措置を終了）。国家公務員制度改革推進本部を設置
 - ・幹部人事の一元管理等、退職管理の一層の適正化、自律的労使関係制度の措置のため、公務員制度改革関連4法案を国会に提出（H23年6月）
- 天下り問題への対応
 - ・各府省による再就職あっせんを禁止し、組織改廃等の場合を除き再就職あっせんを全廃（H21年9月）。
 - ・「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針」を閣議決定し、独立行政法人役員人事について公募を導入（H21年9月）。

規制改革

- 規制改革・民間開放推進会議の後継組織として規制改革会議を設置（H19年1月）
- 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」を閣議決定（H21年3月）
- 「更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～」を公表（H21年12月）
- 行政刷新会議に規制・制度改革に関する分科会を設置（規制改革会議は時限到来により廃止）（H22年3月）
- 「規制・制度改革に係る対処方針」を閣議決定（H22年6月、61項目）
- 「規制仕分け」を実施（H23年3月、12項目）
- 「規制・制度改革に係る方針」を閣議決定（H23年4月、135項目）

公共サービスの改革

- 公共サービス改革法に基づき官民競争入札、民間競争入札を活用して公共サービス改革を推進
- 行政刷新会議に公共サービス改革分科会を設置（H22年9月）

公益法人制度改革

- 新たな公益法人制度スタート（公益・一般社団財団）（H20年12月）
 - ・主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離
- 公益法人の徹底的な見直しの視点を閣議決定（H21年12月）
- 公益法人等を対象とした事業仕分けを実施（H22年5月）

政策評価の推進

- 租税特別措置に係る政策評価を推進するなど、予算編成等に資する政策評価の推進
- 行政評価機能強化方策を盛り込んだ行政評価等プログラムを決定（H22年4月）、着実に推進

※行政改革推進法施行（平成18年6月）以後の取組を記載